

改正

昭和41年10月8日条例第49号
昭和51年3月31日条例第34号
平成17年3月22日条例第59号
平成19年12月21日条例第71号

山形県文化財保護条例をここに公布する。

山形県文化財保護条例

昭和26年10月県条例第53号山形県文化財保護条例の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 県指定有形文化財（第4条—第19条）
- 第3章 県指定無形文化財（第20条—第25条）
- 第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第26条—第30条）
- 第4章の2 埋蔵文化財（第30条の2）
- 第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第31条—第36条）
- 第5章の2 県選定文化的景観（第36条の2—第36条の2の7）
- 第5章の3 山形県文化財保護審議会（第36条の2の8—第36条の11）
- 第6章 補則（第37条）
- 第7章 罰則（第38条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び第190条第1項の規定に基づき、文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号に掲げる有形文化財（以下「有形文化財」という。）、同項第2号に掲げる無形文化財（以下「無形文化財」という。）、同項第3号に掲げる民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）、同項第4号に掲げる記念物（以下「記念物」という。）及び同項第5号に掲げる文化的景観（以下「文化的景観」という。）をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事

由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基いて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もつばら自己に代り当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選定したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理団体による管理)

第7条の2 教育委員会は、県指定有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理（当該県指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定には、第4条第4項の規定を準用する。
- 5 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第6条第1項の規定を準用する。

第7条の3 教育委員会は、前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由がある場合は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4条第4項の規定を準用する。

第7条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。
（修理）

第9条の2 県指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
（管理団体による修理）

第9条の3 管理団体は、県指定有形文化財の修理を行う場合は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第7条の2第5項及び第7条の4の規定を準用する。
（管理又は修理の補助）

第10条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。
（補助金の返還等）

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
 - (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。
- （管理又は修理に関する勧告等）

第12条 教育委員会は、県指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗みとられるおそれがあると認めるときは、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、県指定有形文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告をすることができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による命令又は勧告に基づいてする措置若しくは修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。
（有償譲渡の場合の納付金）

第13条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除する

ことができる。

(現状変更等の制限)

第14条 県指定有形文化財に関し、現状の変更をし、又は教育委員会規則で定める保存に影響を及ぼす行為(以下「保存に影響を及ぼす行為」という。)をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は教育委員会規則の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 県は、第1項の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第3章 県指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを山形県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつてはその代表者）に通知してする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

（解除）

第21条 教育委員会は、県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 県指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつてはその代表者）に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合は、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（保持者等の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（公開）

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の場合には第16条第3項及び第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には同条第7項の規定を準用する。

（保存に関する助言又は勧告）

第25条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者、保持団体又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に、指定することができる。

財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県公報に告示してする。

(解除)

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報に告示してする。
- 4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第4項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報で告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第28条 県指定有形民俗文化財に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則の定める場合は、この限りでない。

- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第29条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第24条第2項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第29条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

第4章の2 埋蔵文化財

(譲与等)

第30条の2 教育委員会は、法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用

から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める法人に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定史跡、山形県指定名勝又は山形県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定により指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第36条で準用する第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合又は第7条の2の規定により指定を受けた管理団体がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については非常災害のために必要な応急措置又は教育委員会規則の定める範囲の維持の措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第14条第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条並びに第19条第1項及び第3項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第5章の2 県選定文化的景観

(選定)

第36条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとって重要なものを山形県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「占有者」とあるのは、「占有者並びに第36条の2第1項に規定する申出を行つた市町村」と読み替えるものとする。

(解除)

第36条の2の2 教育委員会は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の規定による選定の解除には、前条第2項の規定を準用する。

3 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があつたときは、当該

県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

- 4 前項の規定による選定の解除には、第5条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「の所有者及び権原に基づく占有者」とあるのは、「について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村」と読み替えるものとする。

(滅失又はき損)

第36条の2の3 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(管理、修理等の補助)

第36条の2の4 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(管理に関する勧告)

第36条の2の5 教育委員会は、管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

(現状変更等の届出等)

第36条の2の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

- 3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の規定による届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第36条の2の7 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、県選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

第5章の3 山形県文化財保護審議会

(設置)

第36条の2の8 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、教育委員会に山形県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会への諮問)

第36条の3 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 県指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 県指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 県指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 県指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 県選定文化的景観の選定及びその選定の解除

(組織)

第36条の4 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第36条の5 委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第36条の6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第36条の7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第36条の8 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第36条の9 審議会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第36条の10 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(雑則)

第36条の11 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第6章 補則

(施行規則)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 罰則

(刑罰)

第38条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第39条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第39条の2 第14条又は第35条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更をし、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に改正前の山形県文化財保護条例の規定により指定されている重要文化財及び史跡名勝天然記念物は、改正後の相当規定により指定された県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和41年10月8日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形県文化財専門委員条例の廃止)

2 山形県文化財専門委員条例(昭和30年8月県条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山形県文化財保護条例(以下「改正前の条例」とい

う。)第26条第1項の規定により指定されている県指定民俗資料は、この条例による改正後の山形県文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の適用については、改正後の条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前の条例第26条第2項において準用する改正前の条例第4条第6項の規定により交付された県指定民俗資料の指定書は、改正後の条例第26条第2項において準用する改正後の条例第4条第5項の規定により交付された県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月22日条例第59号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第71号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。